

12月2日からもマイナ保険証なしで大丈夫!

これまで通り受診するための 3つのポイント

1 いまの健康保険証(被保険者証)は有効期限(最長1年)まで使えます



2 「資格確認書」を確実に受け取りましょう
保険証の有効期限以降は「資格確認書」で受診できます。



✓ 資格確認書はマイナ保険証を登録していない人へ自動的に届きます。

※一部の方(後期高齢者、要配慮者等)や自治体の対応等により、マイナ保険証を登録していても送られる場合があります。

✓ 使い方は健康保険証と同じです。

3 マイナ保険証の登録は解除できます
厚労省が解除のしくみを提示しています。

医療機関や薬局の窓口でマイナカードを使ったことのある方

資格確認書を受け取るにはマイナ保険証の登録解除が必要です。ご加入の保険者から解除の申請書類を取り寄せてください。

※自治体によってはオンラインでの解除申請を受け付けている場合があります。



詳しくはご加入の保険者(健保組合や自治体)にお問い合わせください。

医療機関名

東京保険医協会



東京保険医協会作成ポスター

「東京保険医新聞」2024年11月15日号と同送。ダウンロードはこちらから→



マイナ保険証がなくても 受診はできる！！

よしだ内科クリニック
吉田 章

来る12月2日から、従来の保険証の新規発行が停止される予定になっている（2024年10月末、原稿執筆時点）。

政府は下のチラシのように、あたかも保

険証がなくなりマイナ保険証でないと受診できないかのような宣伝を続けてきた。しかし、これは詐欺まがいの宣伝であり、当の政府も目立たないようにではあるが、マイナ保険証が必須ではないことをアナウンスしている。

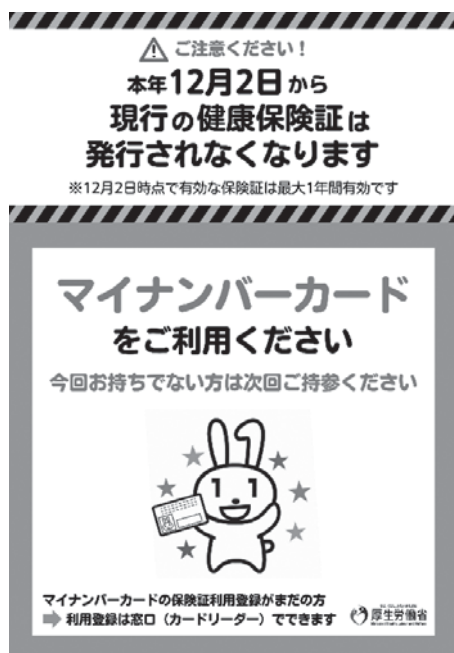
2024年12月2日以降も、現在持っている健康保険証はその有効期限（たとえば後期高齢者や国保は2025年7月31日）までそのまま使える。それに期限が切れたとしても、代わりに「資格確認書」という健康保険証と名前以外はほとんど変わらない書類が送られてくることになっている。これを使用すれば、従来通り全国どこでの医療機関でも受診できるため、慌ててマイナ保険証を取得する必要はないと考えられる（厚生労働省「マイナンバーカードの保険証利用について(被保険者証利用について)」¹⁾）。



そもそも、わが国は皆保険制度であり、生活保護など一部例外を除いては、全員何

■ 厚労省が作成した配布用チラシ

マイナンバーカードの利用を強調しているが、小さい文字で従来の健康保険証が最大1年間有効である旨が記載されている。



1) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

らかの公的健康保険に加入することになっている。自分は病気をしないからと言って入らないことは許されてはいない。そして保険証は保険に加入し、保険料を支払い、保険の給付を受ける資格を持っていることの証明書であり原則的に国民全員が持つことが義務であるといえる。

一方、「マイナ保険証」はマイナンバーカードに保険証機能を登録したもののだが、マイナンバーカードの取得は任意であり、持ちたくなければ持たなくてもよいし、保険証機能登録も任意である。すなわち、持つことが義務である健康保険証を、任意であるマイナ保険証で完全に代替することは、原理的に無理なのである。



ところで、政府は躍起になってマイナ保険証の普及に努めているが、その利用率は政府の懸命な努力にかかわらず、2024年9月時点で13.87%と低迷している。一方、低い利用率にもかかわらず、医療機関ではトラブルが続出している。全国保険医団体連合会(保団連)の調査では7割の医療機関で何らかのトラブルを経験しているとのことである。

もともと、保険証の廃止、マイナンバーカードへの一本化は、医療界ではなく経済界が強く要望していたが、実際には多くの問題点があることから、国会での議論では政府も従来の保険証とマイナ保険証を併用する方針であった。しかしマイナ保険証が思うように普及しないため、政府内での正

式な会議も経ないで河野デジタル大臣が、2022年10月13日の記者会見で、従来の保険証廃止を発表した経緯がある²⁾。

制度設計が十分検討されていないため、その後問題点が続々と出てくるのは当然といえよう。利用率が上がるにつれトラブルも増加しており、このまま12月を迎えれば診療そのものにも支障が生じ、国民皆保険制度の根幹が揺らぎかねない事態も想像される。

なぜここまで政府はマイナ保険証を急ぐのだろうか。

「より良い医療、質の高い医療のため」との表向きの理由は額面通りには受け取れない。「より良い医療」の肝は、「自分が過去に受けた医療内容が異なる医療機関で共有されることで、より良い医療を受けられる」ということだが、これ自体がプライバシー侵害の危険性を孕むものである(本誌2024年8月号参照)。



真の理由は、マイナ保険証からオンラインで資格確認するための設備を用いて医療機関から診療情報を収集し利活用することにある。ここで言う「利活用」は医療機関の間だけで行われるのではない。

収集されるデータベースは全国医療情報プラットフォームと呼ばれ、自治体の持つ多岐にわたる個人情報と連結され、政府内外で様々な形での利活用が構想されている。そのひとつとして、平デジタル大臣は、先日の記者会見で、マイナ保険証の利用を通

2) 「保険証廃止」一体誰がどう決めたのか「記録はない」と判明…首相報告や閣僚間のやりとり 経緯は闇の中へ：東京新聞 TOKYO Web
<https://www.tokyo-np.co.jp/article/354839>

図表

「全国医療情報プラットフォーム」(将来像)



じて、40兆円にも及ぶ医療費の適正化（削減）を図るとしている（東京新聞2024年10月22日朝刊）。

利用目的はさらに広がる。



全国医療情報プラットフォームの図をよく見ていただきたい（図表）。

本来個人にとって最も重要なプライバシーの一つである医療情報が自治体の持つ他の情報、収入、納税額、戸籍、教育歴、資格情報等と連結されようとしていることが見て取れる。

さらに、利用範囲は政府内だけでなく国内外の企業に広がるのが構想されているようである（だからこそ経済界が強く望んでいるのであろう）。注目すべきは、GAFAM（グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン、マイクロソフト）などの巨大IT企業がターゲットにしていることも明らかになりつつあることだ³⁾。

この制度は下手をすると、国民のプライバシーが、政府の前だけでなくGAFAMの前にもさらけ出されることになりかねない。大事に至るまえに見直す必要があると考える。

——今、私たちにできること

I マイナ保険証を持っていない方：

このまま保険証を使い続け、期限が来たら自動的に送られてくる資格確認書で医療機関を受診する。全国どこの医療機関でも

受診可能（筆者も医療機関にかかっていますがそうする予定です）。

II マイナ保険証を持っている方：

マイナ保険証の利用登録をしている人には、利用にかかわらず、原則として資格確認書は送られてこないことになっている。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限は5年で、期限が切れると保険証としても使えなくなる。期限が近付いたら本人が自治体に出向き更新する必要があるが、更新を忘れたまま医療機関を受診した際に期限切れが判明すると、窓口で10割全額請求されてしまう危険性もあるので、要注意である。

これまで通り、保険証、その後資格確認書を使用したいときはマイナ保険証の登録を解除すればよい。解除申し込みは所属する保険者（自治体、保険者組合等）に行うことになっているので、加入している保険者に問い合わせ、解除申請書を取り寄せていただきたい（マイナ保険証利用登録解除10月28日に厚労省のシステムが稼働－全国保険医団体連合会）。

（よしだ・あきら＝練馬区）

3) 医療データ開国迫る巨大IT 健康管理や創薬に変革の波 Inside Out - 日本経済新聞
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC082GN0Y2A200C2000000/>